

千葉市災害時要配慮者支援計画案の概要

1 計画修正の趣旨

千葉市では、災害時要援護者を災害から保護するため、平成22年3月に「千葉市災害時要援護者支援計画」を策定しました。

これまでの千葉市の取り組みや災害対策基本法の改正、国の取組指針を踏まえて、「千葉市災害時要援護者支援計画」を修正して、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、本市における要配慮者対策の基本的事項を定める「千葉市災害時要配慮者支援計画」としました。

2 主な修正の内容

1 避難行動要支援者名簿の作成及び共有・提供

- ・避難行動要支援者名簿の作成に関して定め、その掲載対象者の範囲を見直しました。
- ・避難行動要支援者名簿を、平常時から、市役所内部の関係課及び民生委員、消防局と共有することを決めました。
- ・避難行動要支援者の名簿情報について、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、本人から拒否の意思表示がない限り、避難支援等関係者に提供することを決めました。

2 支援体制構築

- ・支援体制構築に関して、自助・共助・公助の役割分担で整理しました。

3 避難所における要配慮者への配慮の整理

- ・福祉避難所や帰宅困難者の一時滞在施設、在宅避難等の整理をしました。

3 要配慮者と避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方を要配慮者と言い、このうち「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方」を「避難行動要支援者」と定義し、名簿を作成することとしています。

避難行動要支援者は、以下に掲げるとおりです。

- ①65歳以上の独居の方で、介護保険の要介護1・2または要支援1・2の方
- ②介護保険の要介護3・4・5の方
- ③重度の、視覚、聴覚および肢体不自由の身体障害、精神障害、知的障害の方
- ④重症認定を受けている難病(小児慢性特定疾患を含む)患者の方
- ⑤その他、特別の事情で避難支援を希望する方

4 千葉市災害時要配慮者支援計画の概要

第1編 総則

第1章 総論

- ・「要配慮者」を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義し、これらの方々に対する基本的事項を定めるものとしています。

第2章 要配慮者支援の体制整備

- ・自助・共助・公助で役割分担し、これらが連携・協力して、平常時から支援体制の整備を推進していきます。

第3章 避難準備情報等の発令

- ・避難準備情報等の発令を適切に行う体制を整備し、また、市民に確実に伝達する手段・体制を整備します。

第2編 避難行動要支援者の避難支援等

第1章 避難行動要支援者情報の共有等

- ・市は、避難行動要支援者の名簿を作成し、市の関係課等で共有します。
- ・災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

第2章 避難支援等

- ・市は、平常時から町内自治会等地域住民が避難行動要支援者の支援体制の構築に取り組めるよう支援し、また災害時は町内自治会等の活動を支援するとともに、状況により市職員による避難支援等を実施します。
- ・町内自治会等は、避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から支援体制を構築し、災害時には避難支援等を実施することとします。
- ・避難行動要支援者は、地域と交流する、家具転倒防止金具の取付け等の備えをすることとします。
- ・市は、避難行動要支援者の避難支援等のため、千葉県警察等の関係団体等と連携を図ります。

第3編 避難所における要配慮者への配慮

第1章 避難所等における配慮

- ・市は、身近な地域の指定避難所で「福祉避難室」を開設し、また専門性の高いサービスを提供する施設で「拠点福祉避難所」を開設して、災害時の様々なニーズに対応します。
- ・特殊な事情があつて自宅等に残留在宅避難の要配慮者に対し、町内自治会等と連携し、支援を実施します。